

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
規制の名称	水質汚濁防止法の指定物質の見直し	
規制の区分	改正（拡充）	
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課	
評価実施時期	令和4（2022）年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）では、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を「指定物質」として規定し、指定物質を製造等する指定施設の事故等において、工場・事業場の設置者は事故時の措置をとることとしている。</p> <p>指定物質の対象物質は、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）（平成23年2月中央環境審議会）」において、人の健康の保護の観点等から環境基準等に位置付けられた物質等を指定物質として選定するなどの考え方が示されている。また、直近の指定物質の見直しである平成24年以降に、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成25年3月にアニリンが要監視項目に、令和2年5月にペルフルオロオクタン酸（以下「PF0A」という。）及びペルフルオロオクタンスルホン酸が要監視項目に追加された。</p> <p>この状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和4年9月）における審議の結果、PF0A等の4物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、これら4物質を指定物質に追加する必要がある。</p>	
想定される代替案	無し	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	<p>遵守費用</p> <p>今回、指定物質に指定する4物質を製造等する事業者は、指定施設の事故の際に、指定物質を含む水の排出等の防止のために応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況等を地方公共団体に届出するコストが発生する。</p>	—
	<p>行政費用</p> <p>地方公共団体は、事業者が行う事故時の応急の措置及びその事故の状況の届出を受けるコストが発生する。</p>	—
直接的な効果（便益）の把握	<p>PF0A等を指定物質に指定することで、公共用水域及び地下水の汚濁を防止し、人の健康の保護及び生活環境を</p>	—

	保全することができる。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	今回の規制は、通常の事業活動に対して規制するものではない。また、水質事故発生時に流出を防止するなどの規制であり、副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。	—
費用と効果（便益）の関係	効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、人の健康や生態系への影響を低減するなど、環境保全上の支障の未然防止等が効果（便益）であるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、これまでの科学的知見を踏まえ、当該規制の拡充を行うことが妥当である。	
その他の関連事項	「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会」（令和4年9月15日）において、指定物質の追加を説明、検討したうえで、当該4物質について指定物質に指定することが必要とされた。	
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から概ね5年後に事後評価を実施する。	
備考		